

公の施設の指定管理者の指定の件（保育所）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

名称	位置	指定管理者
札幌市しせい かん保育園	札幌市中央区 南3条西7丁 目	東京都千代田区神田神保町2丁目17番地 社会福祉法人救世軍社会事業団 理事長 石川 一由紀
札幌市二十四 軒南保育園	札幌市西区二 十四軒1条4 丁目	札幌市西区発寒9条11丁目1番20号 社会福祉法人発寒子どもの園 理事長 小川 聡子
札幌市大通保 育園	札幌市中央区 大通東4丁目	札幌市中央区大通東4丁目5番1号 社会福祉法人ろうふく会 理事長 古川 隆之

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、しせいかん保育園、二十四軒南保育園及び大通保育園の指定管理者を指定するため、本案を提出する。